

紹介手数料の返戻金制度について

現行の法令では、ご紹介が成立し求職者が就職した時点で、年間賃金に対する紹介の成功報酬手数料を一括徴収することができます。

しかし家政婦職の求人につきましては、月間就労日数が定まりにくく、年間賃金の算定が難しいため、月々の就労により発生した実際の賃金に対して所定の手数料を毎月ご請求させていただきます。このように事前に年間賃金に対する手数料を徴収しないため、返金すべき金額が発生しません。従いまして当紹介所では返戻金制度を設けておりません。

有限会社 ケアサービス丸亀